⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者による入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、上記⑶②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した業務を確実に履行できると支出負担行為担当官が判断した書類を添付して入札書を提出した入札者のうち、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札金額を提示した入札者であって、入札説明書等で指定する業務の要求要件のうち、必須とされた項目の基準を全て満たす提案をした入札者の中から、入札説明書等で定める総合評価の方法に基づく計算を行い、得点の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、次に総合評価の方法による得点の最も高い者を落札者とすることがある。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : ONISHI Kazuyoshi, Director of the Financial Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs.
⑵　Classification of the services to be procured : 87
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Support for strengthening strategic external communications in online spaces such as social media, 1 set.
⑷　Fulfillment period : March 31, 2025
⑸　Fulfillment place : The place will be specified later.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ; ② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ; ③have Grade A, B or C "offer of services, etc." in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Foreign Affairs (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2022, 2023 and 2024.
⑺　The person who is not being suspended from Transactions by the request of the Ministry of Foreign Affairs.
⑻　Date and time of tender explanation meeting : 3 : 00 p.m. July 12, 2024
⑼　Time-limit for tender : 10 : 00 a.m. August 16, 2024
⑽　Contact point for the notice : UCHIDA Naoko, Internet Public Relations Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL. 03―3580―3311 ext. 4285

○第113号（No.113）

1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　パソコン・プリンタ等の運用管理業務（ヘルプデスク業務）一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　履行期間　令和６年10月１日から令和10年９月30日。ただし、支出負担行為担当官は法令及び予算の範囲内で当該履行期間を変更することがあり得る。
⑸～⑺は、第112号の１⑸～⑺に同じ。
2　競争参加資格　第112号に同じ。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所
〒100―8919 東京都千代田区霞が関２―２―１　外務省大臣官房会計課調達室　小澤　瞳　電話03―3580―3311　内線3780
Email : choutatsu-service-3a@mofa.go.jp
⑵は、第112号の３⑵に同じ。
⑶　入札説明会の日時及び場所　令和６年７月11日午後２時00分　外務省入札・開札室
なお、本入札説明会に出席を希望する者は、出席予定者を令和６年７月10日午後５時00分までに上記３⑴までメールまたは電話にて連絡すること。
⑷　入札書の受領期限　令和６年８月19日午前12時00分までに上記３⑴に示す場所に入札書等を提出しなければならない。郵送による場合は受領期限までに必着のこと。
⑸　開札の日時及び場所　令和６年８月30日午後２時00分　外務省入札・開札室
⑹　問い合わせ先
入札手続関係：上記３⑴に同じ。
仕様関係：外務省大臣官房情報通信課　市村　和人　電話03―3580―3311　内線4005
Email : lanun@mofa.go.jp
4　その他　第112号に同じ。
5　Summary
⑴　The same with Notice above (No. 112)
⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be required : In-house IT technical support, 1 set.
⑷　Fulfillment period : October 1, 2024 through September 30, 2029
⑸～⑺　The same with Notice above (No. 112)
⑻　Date and time of tender explanation meeting : 2 : 00 p.m. July 11, 2024
⑼　Time-limit for tender : 12 : 00 noon August 19, 2024
⑽　Contact point for the notice : ICHIMURA Kazuto, Information and Communication Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL. 03―3580―3311 ext. 4005

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和６年６月28日
支出負担行為担当官
名古屋税関総務部長　田平　　浩
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　23
1　調達内容
⑴　品目分類番号　25
⑵　借入等件名及び数量
埠頭監視カメラシステムの賃貸借　一式
⑶　調達案件の特質等　入札説明書による。
⑷　借入期間　令和７年７月１日から令和11年３月31日までの間。
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和４・５・６年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」で「A」又は「B」等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。